

アメリカにおけるバイリンガル教育

—サンフランシスコ日英バイリンガル教育プログラムの歴史から学ぶもの—

安藤 幸一

Bilingual Education in the U. S. A.

ANDO Koichi

はじめに

1965年の新移民法施行と、それに伴う中南米、アジア諸国からの移民の急増によって、アメリカ合衆(州)国(以下アメリカと表記)の教育プログラムの中で不可欠の存在となったバイリンガル教育、英語と生徒の母語の二カ国語で授業を行う教育方法であるが、これがむしろ英語の習得を遅らせ学力の低下を招き、移民の子どもたちの「アメリカ化」を妨げているとし、公教育の中でのバイリンガル教育を中止するよう求めた提案227が、1998年のカリフォルニア州の州民投票で多数の賛成を得て可決された。30年にわたって発展してきた公教育におけるバイリンガル教育プログラムは、ここに大きな歴史的岐路に立たされることになったのである。しかし、提案227がその批判対象とした時、このバイリンガル教育が、単に英語を母語としない移民の子どもたちの英語習得のためのプログラムのみであるかのような印象を一般に与えてしまったことは誤解を招くものであり、その点は、はっきりと指摘しておかなくてはならないと思う。アメリカの公教育の中でバイリンガル教育プログラムが生まれた背景には、それまでのESLと呼ばれる第二言語としての英語教育が、子どもたちの民族的、文化的背景にあまり考慮を払わず、急速に多数派文化への同化を進めようとするあり方に疑問を持ち、一元的ではなく多様化、「メルティングポット」ではなく「アメリカンサラダ¹⁾」といった、新しい民族、文化複合社会を目指そうとする強い思想がその根底にあったことを忘れてはならないだろう。バイリンガル教育とは、単なる教育方法の問題ではなく、こうした根本的な社会のあり方、理想的なアメリカ社会像を模索する運動であったからこそ広範な広がりを見せ、ここまで発展してきたともいえる。

バイリンガル教育を、単に英語を母語としない生徒への「救済」としてではなく、むしろ人種・民族的、言語的に多様化した教育現場を、教育内容を豊かにするよい機会として肯定的に認めようとした代表的なプログラムは、実は移民数の比較的少ない日系アメリカ人社会の中で生まれた。それは、1973年9月、サンフランシスコ公立学校区の中で、全国初の公立の日英バイリンガル・バイカルチャー（両語、両文化併用）教育プログラムとして結実したのである。この設立運動の中心となった日系三世は、すでに日本語をほとんど話せなくなった世代であり、プログラムの対象となるべき彼らの子どもたち日系四世は、当然英語を母語とし、日本語を話せない児童であった。こうして、英語を母語とする日系アメリカ人の子どもたちのために、公教育の中でのバイリンガルプログラムが提唱された時、各方面から受けた反撃は予想以上のものであった。バイリンガル教育が多数派への同化を助ける手段として、一元的教育価値のもとでその機能を発揮しているうちはいいが、いったんその枠を超えることによって、公教育の基本政策との間に深刻な矛盾を引き起こすほどの内容を持っていたことがこの事によっても明らかにされた。日系三世の両親の主張は、「モデルマイノリティー」と呼ばれる日系アメリカ人が、みずからその言語や文化を捨て多数派社会に同化していったのではなく、様々な人種差別法、第二次大戦中の日系人強制収容などの厳しい歴史的抑圧の中で、その言語・文化を社会的に奪い取られてしまったという基本的な認識の上に立っている。それは、したがって、その奪い取られたものを次代の子どもたちに伝える責任は、アメリカ社会、つまりは公教育こそが負わなければならないという当然の帰結をもたらすことになる。

最大の移民人口を抱えるカリフォルニア州で、公教育においてこのバイリンガル教育を廃止しようとする提案が可決されたという厳しい現実の中で、こうして、思想として、又マイノリティー運動としての側面からのバイリンガル教育の中身を理解することが、ことに今、重要であるように思う。現在、サンフランシスコ公立学校区の中で、最も優秀なプログラムの一つとしての高い評価を得るまでに成長した、この日英バイリンガル教育プログラムが、どのような経過で成立しそして発展してきたのか、その歴史を正確に記録しておくことが今こそ求められていると考え、まとめたものがこの小論である。

1. 人権問題としてのバイリンガル教育要求

アメリカの多民族化は、年毎に加速し、前述の州民投票で公教育におけるバイリンガル教育を中止しようというカリフォルニア州では、殊にその都市部を中心に、マイノリティー人口が、多数派白人人口をすでに上回っている。事実、サンフランシスコでは、アジア系が、全人口のほぼ半数を占めるようになってきている。この移民社会の中でアジア系の

コミュニティーとしてはじめてその教育問題を人権問題としてとりあげ裁判にまでなったのが、1970年に中国系コミュニティーが、サンフランシスコ市教育局を相手取って起こしたラウーニコラス訴訟である。これは、中国系コミュニティーの3000人近い英語を解さない又は母国語としない移民の子どもたちが、他の生徒と全く同じ条件で教育をうけることは、教育の機会均等に違反し、人種による差別に抵触する人権問題ではないかという訴えに端を発している。²⁾バイリンガル教育がこうして最も基本的な人権の問題として提起されたこと、それがマイノリティーコミュニティー、ことに移民の権利を守る立場から出されたことに非常に重要な意味がある。中国コミュニティーは、連邦及び州の憲法、1964年の公民権法、³⁾カリフォルニア州教育法によって保障された人権への侵害としてサンフランシスコ市教育局を相手取って提訴したが、この訴えは地方裁判所によって却下された。しかし、1974年、最高裁においてこれは、公民権法に違反するものであり、中国系コミュニティーの英語を解さない生徒に対し、教育の平等を保障する措置をとる責任が教育局にあることが明らかにされた。最高裁では、憲法に違反するものであるかどうかという判断は避けたが、しかし、この判決は連邦政府によってとられた最も積極的な言語マイノリティーの教育平等を保障する判決であったことは疑いがない。

この裁判以前に、すでに1968年バイリンガル教育法が施行されている。これは、キューバからの難民の急増という政治・社会的な問題を背景としながら、しかし基本的には60年代の公民権運動・第三世界マイノリティー運動の強い影響によってつくられたということがいえると思う。この法律は、言語マイノリティーの生徒を多くもつ学区の教育当局が全ての生徒の教育機会均等を図るために、これらの生徒に特別教育援助をとることが示唆され、そのための基金が連邦政府によってまかなわれる必要があることを明示している。1968年以前には、連邦政府基金によるバイリンガル教育は皆無であったが、この法律が施行された1年後の1969年には全米で76の連邦政府の基金によるバイリンガル教育プログラムが作られ、5年後の1973年には、41の州において305のプログラムが新設された。ここにおける言語マイノリティーとは、英語を解さない、あるいは英語力に限界がある生徒のことであり、バイリンガル教育法においては、更に付帯条項がつけられ、この特別教育援助を受ける資格のある生徒は低所得者層に限るとされた。1970年には、社会福祉局より「5月25日メモランダム」と呼ばれる通達が各地方教育局に送付され、地区に全体の生徒数のうち5%以上の言語マイノリティーをもつ教育局は、何らかの教育的措置（援助）をとる責任があることが明示された。1974年1月には、前述のラウーニコラス最高裁判決が出され、サンフランシスコにおいては、市民の特別委員会が、この判決にそった線で教育の不平等を是正するための動きを教育局と共に模索しはじめた。同じ1974年には、68年のバイリンガル法を改訂した教育法が施行された。ここにおいては、この教育援助を受ける

資格の項から低所得者という付帯条項が消え、対象がすべての言語マイノリティーの生徒へと広げられた。

こうした一連の教育政策が出されたことは、たしかに言語マイノリティーの子どもたちにとって大きな援助となったことはまちがいないが、ここに貫かれている思想はアメリカの社会にすでに存在する複数文化・言語を積極的に教育の場でも生かし、教育内容を豊かにしようという方向ではなく、むしろそれを否定し、一つの言語・文化の中にすべての子どもを「同化」させるための、移民（貧民）教育対策という要素が強くみられる。この段階においては、バイリンガル教育は、生徒の母語を使って一刻も早く英語を教えていく手段としてしかとらえられておらず、ESLとの間にはっきりとした境界を引くことはむずかしい。ことに言語については、アメリカは建国以来、英語で国を統一しようとしてきたし、世界一の移民・難民受け入れ国として、その必要性も大であった。このような歴史的事実は、アメリカの教育界の中で、いかに他国語を学ぶのかということよりも、英語を母語としない人々にいかに英語を教えるのかという研究の方をおしすすめさせた。

これが ESL (English as a Second Language) と呼ばれる、第二言語としての英語教育であり、この面での教育研究は質・量ともに豊富なものが蓄積されている。当然アメリカの公教育の主眼点の一つは、様々に異なる移民の子どもを、すべての面にわたってアメリカ化させることにおかれ、その際大きな力を発揮したのが ESL であった。

しかし、このアメリカ化の過程の中で、移民は母語をなるべく早く捨て去ることを余儀なくされ、多数派アングロ系白人文化中心の教育の中に同化していく中でさまざまな歪みがうみ出された。それは、1965年の新移民法施行以後急増したメキシコ、プエルトリコなど中南米、そしてアジアからの新移民である有色人種の子どもたちに、より強い影響を与えた。結果としてこれらの生徒の無断欠席、怠業、大量留年、退学等が一つの社会問題となり、コミュニティ内部から、白人中心主義の教育への批判の声がおこるようになった。言語対策も ESL に頼るのでなく、生徒の母語を使いながら英語を教えていこうというバイリンガル方式が提唱されはじめた。こうしたマイノリティー側からの教育要求と、社会変化の中でできた歪みを是正し、マイノリティーの子どもの「アメリカ化」をより効果的におこなう教育政策を必要とする連邦政府との妥協の結実として、1968年以降の法律は整えられていったと言ってもよいであろう。したがってここまでの段階においては、あくまでも国家の教育一元的価値のもとで、「良いアメリカ市民」を育てていくという文脈の中ですべてが語られるのである。前述のラウ-ニコラス判決にしても、英語を話せない子どもが多いということは、中国系コミュニティ自身の責任であるということを描きながらも、しかし、英語を話せない子どもの数が圧倒的に多いということが、こうした判決を

出さしめたということを強調している。判事の一人は、判決理由を次のように語っている。「私は、もしこの訴えが出されたコミュニティーの英語を解さない生徒の数が少なかったのであれば、今回の判決は違ったものになっていただろうと思います。中国コミュニティーの英語を解さない生徒の圧倒的な数の多さが、彼らの訴えを認め、サンフランシスコ教育局に彼らの教育権を保証する責任があるという結論を出さしめた、最大、そして唯一の理由です。」⁴⁾

それゆえに、英語を母語とする日系アメリカ人四世の子どもたちのためにバイリンガル教育が、サンフランシスコ公立学校区において提唱された時、各方面からうけた反撃は予想以上のものであった。その一つの例として、サンフランシスコ最大の日刊紙は“われわれに先祖の言葉を教える義務はない”というタイトルで以下のような社説を掲載した。「ふりかえてみると、1967年にサンフランシスコ教育委員会が、我々は複数言語・複合文化の社会に住んでいるという基本認識を盛り込んだ教育宣言を採択をしたことは、間違いだったのではないかと思う。アメリカは断じて複数言語の国ではない。英語を共通言語とする国である。英語は、この多人種・多民族社会を一つの国家としてまとめていくための力強い道具である。まちがいは言ったが、しかし、英語を母語としない移民の子どもたちのために、その母語も使って授業するバイリンガル教育プログラムに関しては少なくとも納得できるものであった。ところが、今、日系アメリカ人の、主に第三世代の親たちが、これに新しい解釈をつけ加えようとしている。四世の子ども達は、英語ができないどころか、英語を母語とする世代である。三世の親たちは、彼らの民族ルーツである日本語や日本文化は、社会的に奪われてしまった、少なくとも、歴史の中で失われてしまったと感じはじめている。彼らは、公立学校の一般カリキュラムの中に、日本文化のクラスも含み、英語と日本語両方で授業をおこなうバイリンガルプログラムを設置するよう要求している。我々は、すでに、カリフォルニア州の大都市の中でも、生徒一人あたり最も高い教育費を計上しているサンフランシスコ教育区に、こうしたプログラムをつくる責任はないと考える。もし、日本語を学びたいという要求が強く、そうしたクラスを受講しようという生徒が多いのであれば、第二外国語としての日本語特別クラスを開講すればそれで足りるのではないか。英語を使い、様々な言語的背景を持った子ども達を統合していくという正当な目標を、すでに達成してきているアメリカの教育制度において、一部の生徒の「先祖の言語」をとり戻そうといった試みを、公教育の中でおこなう義務は私たちにはないと考える。」

サンフランシスコ エクザミネー 1973年6月19日 (筆者訳)

自らの民族の言語と文化を、その歴史的民族差別体験の中で奪いとられた人々が、今アメリカ人であると同時に、みずからの民族とその文化ルーツにも誇りをもって生きていき

たい、失われたものを取り戻していきたい、そしてそれは公教育の中でこそ保証されるべきだという要求は、これまで述べてきた新移民の教育権と同じくらい根底的な人権問題であるという主張は、そのようには理解されなかったのである。

2. バイリンガル教育の諸形態

この日系社会から出されてきたバイリンガル教育の要求とは、単に英語を解さない新移民の生徒のための英語教授法以上の内容をもつものであり、みずからの民族的ルーツに誇りを持ちながらアメリカの一部である、つまりは、アジア系アメリカ人としてアメリカ社会を構成していきたいという要求をも包含するものであることを述べてきたが、これをもうすこし具体的に、ジョシュ・ゴンザレスの分類法に基づいて⁵⁾、アメリカにおけるバイリンガル教育の中身を整理しておきたいと思う。

まず、第一には、もちろん、英語を解さない子どもたちを対象とした過程 (Transition) プログラムがあげられるだろう。ESL のように単に英語を早く習得するための特別プログラムとしてではなく、その子どもたちの母語を使いながら英語を学び、アメリカ社会に溶け込んでいく手段として重要な意味をもつ。単に言語だけではなく、その子どもたちの文化的背景を考慮しながら授業をおこなっていくという点において、ESL とは異なった特徴をもつ。

第二としては、母語保持・継承 (Maintenance) プログラムとしてのバイリンガル教育があげられるだろう。メキシコ系、中国系など、アメリカ生れの英語を話す人々と、継続的に流入してくる英語を話さない新移民がたえず交流をもち、コミュニティーの機能として言語・文化の継承がすでにおこなわれている条件をもつところでは、これを公教育の中で保証していくことを要求することは、コミュニティー全体の重要な課題でもあった。

第三にあげられるのが、再獲得 (Recapture) プログラムとしてのバイリンガル教育であろう。日系社会のように、アメリカ生れの二世、三世、四世がコミュニティーの大部分を占め、新移民もすくなく、その交流もあまりない特殊コミュニティーにおいては、バイリンガル教育要求は、失われた民族的遺産をとりもどそうという要求をその基底としている。「いったい自分は何ものなのだろう」という主体性の危機をくぐりぬけてきた三世の世代にとって、その民族の歴史の中で失うことを余儀なくされた自らの言語と文化をとりもどしていく作業を、このバイリンガル教育にかけたのである。ここにおいて自らの言語を学ぶことは、単に「先祖の言葉」や「外国語」を学ぶことではなく、自分自身のアイデンティティーをとりもどす教育復権の要求にほかならなかったのである。しかし、上述したようにバイリンガル教育とは、英語を解さない子どもたちの為の教育対策であるという

理解が一般的なものであったために、こうした英語を母語とする子どもたちのためのプログラムは、前述の新聞の社説に象徴されるように「税金を使って外国語を教える」といったとらえ方しかされず、大きな反発をひきおこした。

上記三つのプログラムは、しかし、相反するものではなく、一つ一つが欠くことのできないバイリンガル教育の中身であったと思う。これらすべてを包含し、しかし、更に高度の内容を目指した第4のプログラムは、教育内容豊富化（Enrichment）プログラムである。バイリンガル教育はマイノリティーの具体的な教育要求から出発したが、究極的にはすべてのアメリカ人を対象とした新しい教育思想・形態であるという試みである。それは、根本のところ、このアメリカの複数文化・言語・人種・民族という環境・条件を全的に肯定するところから出発する。異なったものを一つの価値に同化させ統一していくのではなく、「ちがいをこそ大切にする」という思想である。ちがいからこそ学び、その違いのぶつかりあいを教育内容豊富化のテコにしていこうというのである。それぞれ異なった文化・背景・言語をもちながら、それに誇りをもち、他から学び異質のものともふれあい成長することによってアメリカの一部となっていく、自らを消し大きなものに「同化」していくのではなく、自らを積極的に肯定しその自信と誇りをもって、アメリカ人となっていこうというそうした教育的試みである。そこでは、マイノリティーの子どもも多数派白人の子どもも、互いが同等の価値をもった人間であり、互いの違いは彼らの成長の栄養となるのである。かつてのように、母語を話し、自分の民族の食物を食べ、民族の文化をもつことは、恥ずかしいことではなく、むしろ互いに分かちあえるものとなっていく。ここにおいてバイリンガル教育とは、アメリカ化するための手段などではなく、それ自体が目的となるのである。

本論で扱うサンフランシスコ公立学校区日英バイリンガル教育は、上記1-3のプログラムの内容を含みながら4の教育内容豊富化を志向するという具体的な理念をもってスタートした。このプログラム創立、そしてその後の運営に中心的な役割を果たした人々は、三世といわれる日系アメリカ人の親たちであったが、実際にプログラムがはじまると、日本人新移民、日系アメリカ人、白人を含むその他のアメリカ人という3つのグループの児童が、それぞれ三分の二つと、理想的な配分が実現したことも、この理念を現実化させるための大きな力となった。⁶⁾ マイノリティーの中では、もっとも同化に熱心であり、「モデルマイノリティー」といわれる日系アメリカ人の中から、連邦政府の教育同化政策に真向から疑問を投げかけるような内容を含んだ、教育要求がでてきたことに注目したいと思う。そして、その背景を知るためには、アメリカにおける日系アメリカ人の歴史理解が不可欠である。（日系アメリカ人の歴史については、大手前社会文化学部研究収録第1号の拙著「アメリカにおけるエスニックコミュニティの形成」参照）

3. 日英バイリンガル・バイカルチャー教育プログラム創立

日系社会だけではなく、様々なコミュニティーで、現在の NPO・NGO の前身とも言うべき無数のグラスルーツのコミュニティーグループが急増した時代があった。その一つは規模の小さいものであったにせよ、アメリカ全体を包みこんだこうした動きは、新しいマイノリティー運動として70年代のアメリカ社会を特徴づけ、地方レベルでは、その政策にも大きな影響を及ぼす存在となっていた。これらのコミュニティーに基礎をおくマイノリティー運動に共通していたものは、文化的複合性を認め、全ての文化は同等の価値をもつものとして互いに尊重しあい、その誇りを大切にしようという考え方であった。日英バイリンガル・バイカルチャー教育プログラム創立の原点もやはりここにあったといえる。

日系社会において、バイリンガル教育要求の提案は出されていたにしても実際にこれが具体的な運動として動きはじめたのは、一人の三世の母親の直接的な行動からであった。そのフィリス・マツノは次のように言っている。「1973年の秋に、私の息子は、小学校に入学する予定でした。私も夫も三世であり、四世の子どもの教育を考えた時、私達は、日本語も教えてくれる学校を探してみたのですが、当時、日英バイリンガルの公立小学校はありませんでした。そこで私は、日系社会奉仕会のディレクターをしていたノブ・フクダさんに連絡をとってみました。彼は、たしかにこうしたプログラムを、公立学校の中に新たに作るのには、たいへんな仕事だけれども、ともかくコミュニティー集会をして、よびかけをしてみようということになったのです。」このフィリスの相談したノブ・フクダは、他のコミュニティーグループにも呼びかけ、1973年2月21日「日系アメリカ人の子どもに現在の教育制度は、何をおこなっているか」というテーマで、コミュニティーミーティングがもたれたのである。このミーティングの呼びかけ文の中で、これらのコミュニティーグループが、いったい何を問いかけたのかということが明らかにされているので、それを引用しておきたいと思う。

「2月21日、午後7:30より、バンク オブ トーキョー のホスピタリティールームで日英バイリンガル・バイカルチャー教育プログラム及び、アジア系アメリカ人学習を現行の公教育のカリキュラムの中に設置することに対し、それがどのくらい必要なことなのか、又コミュニティーとして支持していくのかということをお話しあう集会を催します。現在、サンフランシスコ教育区では、日系アメリカ人に限っていえば、メインストリームのアメリカ社会の一部として“より良いアメリカ市民”になるために、子どもたちが同化していくことを教える以外、何も特別のことをしていないのではないかという疑問が出されてきています。もちろん多くの日系アメリカ人の中には、こうしたバイリンガル教育プログラム

は、これまで日系人が長い年月、積み重ねてきた日系人のアメリカ社会への完全な同化を妨げるものであり、コミュニティにとって歴史の逆もどりだと考える人々がいることを、私達は充分認識しているつもりです。こうした教育プログラムに興味のある人々は、しかし生き生きとした日系社会の存続と、そのコミュニティへの所属意識を自分の人生にとって大切なことと考えています。その人々は、日本語を自由に使いこなせるだけの語学力を身につけたいと思っており、日本文化のよってきたところや、その価値観などを学ぶことにより、「日本」が自分の人生や、日系社会にいかなる位置をしめているのか、はっきり理解したいと考えているのです。又、その人々は、アメリカにおけるアジア系の人々の歴史を学びたいと思っており、そのことによってアジア系アメリカ人であるとはどういうことなのか、そして自分の日常の生活にどのような影響を及ぼすのか知りたいと思っているのです。その人々は、ただ単に“日本人”の顔を持ち“日本人”の名前を持つ以外何もないという現実以上の何かを探しはじめています。これまで日系人として“日本とアメリカの両方の文化の良いところをとる”といわれてきたことの結果は、日本的なものを捨て去ることであったことに気づいたのです。そしてこのバイリンガル教育のようなプログラムは、この複合文化社会の中で、自らの肯定的なイメージとアイデンティティーを創出していくための重要な契機になるという確信を持っているのです。」

呼びかけ文全文（筆者訳）

ここにも述べられているように、教育の「アメリカ化」に対する疑問がこのミーティングの討論の出発点になったようである。主旨としては、公立学校の中に日英両語両文化（バイリンガル・バイカルチャー）プログラムの設立、アジア系アメリカ人学習プログラムの設立という目的があった。この集会を主催したグループは、それぞれの立場から、なぜこうしたプログラムが必要かという見解を明らかにした文書を新聞に発表した。「日語協会」は、英語を母語としない新渡米者の子供たちの立場から、又、アジア系アメリカ人研究委員会は、日系アメリカ人の立場から、そして前述のフィリス・マツノと夫のキンヤは、保護者の代表としてそれぞれ、いかにバイリンガル教育、及び、アジア系アメリカ人学習プログラムが必要なのかという見解を述べている。私がはじめてフィリス・マツノにインタビューした時、「このプログラムをつくらうとした一番の動機は」という質問に対して、彼女は「公教育の中で教えることによって、私たちの民族的ルーツである文化や言語を制度的にも公的なものとして認め、複合文化社会を創造していく契機にしたいという強い欲求があったから。」と答えたことをつけ加えておきたい。私立学校の中にこうしたプログラムをつくるという案とは、根本から異なっていたのである。

この2月21日の集会には、75人以上の人があつまり、活発な討論がかわされた。主にバ

イリンガル教育とは何か、アジア系アメリカ人研究の現状とその必要性、バイリンガルバイカルチャー教育の必要性等々について討論がしばられ、最終的には大多数の人が、このプログラムをつくるための実行委員会をつくらうというところまで具体的な話しがきまったのである。サンフランシスコ教育委員会の中で、こうしたプログラムに理解を示しそうな理事の名もあげられ、第一回の実行委員会が2月27日と決められた。たった一回の会議でここまで話が具体的になったのには、それなりの準備の努力もあったが、やはり、それだけ強いコミュニティーのそして親の関心があったということの証明であろう。

4. プログラム設立実行委員会の活動

この実行委員会は、次のコミュニティーフォーラムを3月30日と決定し、プログラムの内容を具体的に記した教育委員会への提案書に関する討論と、子どもたちをこのプログラムにおくりたい人々の登録を受け付けることが明らかにされた。ここに、4月15日の教育委員会カリキュラム小委員会に提出された提案書の要旨があるので引用したいと思う。

「私達は、サンフランシスコ公立学校区の中に、日英バイリンガル教育プログラムを設置することを提案します。小学校レベルにおいては、一般のカリキュラムに加え日本語及び日本文化の授業を融合的に組みあわせた新カリキュラムをつくること。又このプログラムの生徒は、日本語を母語とする日本人、英語を母語とする日系アメリカ人、そして他人種のアメリカ人など多様な子どもたちによって構成される必要があります。中学校レベルでは、日本語とアジア系アメリカ人学習の授業を始めることを、そして高校レベルでは、すでに日本語やアジア系アメリカ人学習の授業が存在するならば、バイリンガルプログラムの一部として拡充していくことを提案します。バイリンガルプログラムの設置される学校については、教室の確保や保護者の意見を聞いて、決定していく必要があります。この日英バイリンガル教育プログラムが、日系人だけでなく、すべてのアメリカ人児童の教育内容豊富化に貢献するためにも、そしてプログラム在籍生徒が、一般の学校行事から遠ざけられてしまわないためにも、このプログラムは、いくつかの学校に分散して開始すべきであると考えます。プログラムの成功の是非は、質の高い教員や内容のあるカリキュラムだけではなく、日系コミュニティーの人々、ことに日本文化の語り部である一世の人々の経験や知識をいかにこのプログラムに役立てていくかということにもかかっています。」

提案書要旨（筆者訳）

ここで強調しておきたいことは、このプログラムがマイノリティーの特別教育プログラムとして分離されるのではなく、普通学校の一部として機能していきたいという強い志向があったということである。はじめ、一つの学校にはじまったプログラムも、学級数が増加

していくにつれて、二つ、三つの学校にわかれてクラスをもつことになる。ここには、学校が数校に分かれているためにおこる不便をあえて承知した上で、誰でも入学することのできる、普通学校の一プログラムとして運営されるべきである、という創設者達の意志が反映していたのである。そうした努力の結果として、みごとに人種・民族バランスが調和されたプログラムとなっていくのであるが、更に、ここに強調されているように、このプログラムがあくまでもコミュニティーをその基盤として設立され、そこから学んでいこうという姿勢にも注目しておきたい。この提案書が提出される以前に、様々なコミュニティーグループから続々と支持声明がおくられ、日系社会全体としてこのプログラムをつくりあげていこうという気運がもりあがっていくのである。ことに、長年青少年問題にとりくんできたソーシャルワーカー、YMCAのディレクターでもあり、カリフォルニア大学パークレー校初のアジア系理事でもあったヨリ・ワダ、そして、全米的に著名な芸術家ルー・アサワなども積極的にこの運動に参加し、教育委員会の公聴会などでも重要な役割をはたしていくようになる。こうして、4月5日のカリキュラム小委員会には、70人以上の親と子どもが出席し、結果としてこの小委員会での承認を得たのである。

プログラムの最終的な承認は、教育委員会全体の賛成を得なければならなかったが、その為の第一の関門となったのが予算の獲得であった。ラウ-ニコラス判決にも見られるように、最終的にものをいうのは生徒の「数」である。その数においてメキシコ系、中国系などに比べて、英語を母語としない新移民が少ない日系社会は、それだけで大きなハンディーをもったことになる。実行委員会は、そうしたハンディーを負いながら、予算獲得のための奔走を余儀なくされた。官僚機構に不慣れであった実行委員会は、その官僚主義とのかけひきを経験しなければならなかった。これ以前に、連邦政府の教育援助資金への申請は行われていたが、その予算がもらえるかどうかは確かでなく、やはりサンフランシスコ市の教育予算を確実に手にいれなければならなかった。しかし、一番の問題は、まず自分たちの要求をそこで聞いてもらえるかどうかということさえ不確実であったということである。どのグループの要求について審議するかどうかというのは、教育委員会にかかっており、したがってこの段階ですでに様々な政治的かけひきが必要だったのである。

こうして5月15日におこなわれた教委の予算小委員会には、60人以上の支持者、両親、子どもが集まり、この目に見える形での支援が、予算委員会に対する無言の大きな発言となった。その結果、日英バイリンガル教育プログラムに関する討議は、早い順番におこなわれることになった。結果として、その要求は1973-74年度の正規予算として組み込まれることはなかったが、もし追加予算が認可された場合は、要求を出している13のグループのうち6番目という優先ワケ組みの中で、その予算を受けることが可能になった。こうしていくつかの障害をくぐりぬけながら一步一步、その目的に近づいていったのである。日

英バイリンガル教育プログラムの予算請求は、全体の教育予算額の1%のそのまた100分の12でしかなかったが、ただそれを得るにも多大な努力を要することに、多くの人はやる気を失っていったことも事実であった。発起人であり実行委員の一人であったフィリス・マツノは、次のように語っている。「それは簡単な戦いではありませんでした。はじめから1973年9月のプログラム開始まで、共に運動を続けたのは、結局は8人ほどでした。私達は昼夜の別なく、コミュニティーの人々に呼びかけ、あらゆる必要と思われる仕事に没頭しました。サンフランシスコ教育局だけでなく、コミュニティーの中にさえ、このプログラムに対する反感がある中で、私達は最後には必ず勝つと信じていました。なぜそんな確信があったのか今になると不思議ですが、それがあったからこそ最後までやりぬくことができたのだと思います。」

こうしたことを反映してか6月5日の教育委員会には、わずかの支持者しか参加しなかった。結果、このプログラムの要求審議は、おそい順番にまわされ5時間も待たされることになったのである。ともかく、ここで直面した問題は、教育委員会は、プログラムが確実な予算配分を得るまでは何もしないということであり、しかし、ここで何もしなければ、また予算をもらえらあてもなくなるといういき詰まった状態であった。ともかく、新しい教育予算の結果がどのように出るかということによって、現在優先ワクの中には入っているが、当面の予算配分はされていない日英バイリンガルプログラムの運命が決定されることになった。しかし、いざ予算がおりるという段階になって、プログラムの準備を始めてはととも間に合わないので、予算がおりたと想定して準備をつづけなくてはならなかったのである。もし予算がおりなかったら、すべては徒労に終わるにもかかわらず、実行委員会は、決してこの努力を放棄することはなかった。まず、バイリンガル教育プログラムを始めるにあたって必要なものは、生徒と教師である。日系の生徒には、ローカル新聞などを通してプログラムの紹介がされていても、日系以外の子どもにもこのプログラムの存在を知らせなければ、その目的としている様々な人種・民族的背景をもった子どもを対象とした、教育内容豊富化のプログラムとなりえないということで、どうしても公立学校を通してこの新しいプログラムの紹介をする必要があったのである。また、日系の教師をさがすにも、公立学校の中で、すでに現職の教師として働いている人の中から探すことがもっとも効率のよいやり方であった。しかし、教育局は、こうしたことに非常に非協力的で、スタートするかどうかわからないプログラムの紹介や教師の照会などになかなか腰をあげてはくれなかった。しかし、この間のコミュニティーからの強い要請、日系議員などを通じた交渉、そして、テレビショーなどでの教育局長との対話などの機会をいかして、ついに教育局も協力をはじめたのである。日英バイリンガル教育プログラムの紹介文と申し込み書が、サンフランシスコ公立学校区の子ども達に配られたのは夏休みのほじまる一日前

であった。また、日系人教師のリストも実行委員会に渡された。この時点で、プログラムのもっていた基金は、日本財団 (Japan Foundation) からの3287ドルだけであり、これは教材費の一部として使われることになった。その他の基金募集もベークセール、ガレージセールなどを通じて行われ、コミュニティーグループや個人からの寄付も集まりつつあった。しかし、プログラムを始めるための予算にはほど遠く、やはり市や連邦からの基金配分のしらせを待たなければならなかったのである。サンフランシスコ教育局長の提出する追加分を含めた教育予算1億4240万ドルに対し、260万ドル削減せよという案がでていたため、6月19日の委員会では決定できず、6月27日最終的に5対1 (棄権1) で提出案通り、削減なしの教育予算が通過したのである。こうして、予算獲得の可能性がでてきたことによって実行委員会としては、更に具体的なプログラムの準備をすすめることになった。7月25日には、再々度コミュニティー集會がもたれ、プログラムを設置する学校、教師の人選、生徒、交通、カリキュラム、親の参加などについての話し合いがもたれた。そして8月7日、ついに予算の最終承認が行われ、日英バイリンガル教育プログラムも、73-74年度予算にくみこまれることになり、ここにプログラムのスタートが決定したのである。

5. プログラムの開始

こうして1973年9月5日、エマソンスクールにおいて、キンダーガーデン⁷⁾、1年生、2年生それぞれ1クラスずつの合計3クラス (生徒数74人)、3人の教師と3人の助教師 (2人の教師は、日系アメリカ人、3人の助教師は日本人、そして最後の1人は日本語学部卒業のアフリカ系アメリカ人教師) という体制で、念願のプログラムが開始された。

筆者がこのプログラムにはじめて出会ったのは、大学の教育実習が行われた1975年のことである。まだアメリカに来てまもなく、英語に自信がなかった筆者にとって、自分の日本語の能力を生かせるということはとても嬉しいことであった。実習が終わった後もできるだけ時間をつくってボランティアとして学校に通った。1年ボランティアをするうちに、1977年からは、日本語を話す助教師として雇われることになった。はじめ4年生クラス、そして1年生に移り、1979年まで約3年間働いたことになる。その頃は、創立当時の熱気がまだ残っていて、父母の参加がひじょうに活発であった。ミーティングもたえずもたれていたし、すべての運営が保護者会の承認なしには行われぬといった雰囲気にあふれていた。自らの手と足でつくったプログラムであり、学校、スクールバス、⁸⁾ 教師の雇用などすべて父母会によって運営されてきただけに、プログラム主任、職員などをこの時点では、やっていたにもかかわらず、その人々に任せきりにするというようなことがまるでなかった。この保護者会は、執行委員会のもと、翻訳委、カリキュラム委、政治委、交通委、

人事委、目標作成委、渉外委、資金募集委、クラス連絡委、と9つの委員会によって構成され、それぞれの委員会に教師、助教師、父母の代表がはいり、具体的な運営がおこなわれ、最終重要決定は、全体保護者会の承認を得なければならなかった。それまで学校のことは、教育委員会と教師に任せきりにされ、父母の参加といえば、授業参観くらいしかない学校制度しか知らなかった筆者にとって、こうしたことはすべて新しいおどろきであった。

当初、教師はほとんど日系アメリカ人であり、助教師はほとんど日本生れの日本人移住者であった。この教師の雇用・罷免に関しては、上記の人事委員会が権限をもっており、教師は教育委員会によってではなく、プログラムの父母・教師によって雇用されるわけである。私が雇われた時も、日本語を母語とする保護者代表、英語を母語とする保護者代表、教師、助教師、そして教育委員会のバイリンガル部から一人というグループによって面接された。カリキュラムについても、殊により一層の研究が必要であった日本語部門についてはこの委員会が重要な役割を果たしたのである。ハワイ、ロスアンジェルスなどの私立学校ですすでおこなわれているバイリンガル教育、日本語教育などの資料、テキストをとりよせての研究、それをもとにした新しいカリキュラム、テキストの作成と専門家と父母の知恵があつまって、徐々にカリキュラムは整備されていった。

毎年のように行われる予算獲得とスクールバスの確保についても、創立当時の苦労は決して終わることなく、毎年これらの委員会を中心として、人々が夏休みを楽しんでいる間も休むことなく活動がつづけられた。毎年増える生徒のためにプログラムを設置する学校の確保も頭の痛い問題であった。毎年のように学校が変わり、そのたびに新しい学校側との交渉、移動など保護者会の仕事は休むことがなかった。自らの手で作ったプログラムであるということは、また自らが守り育てなければ誰も守ってはくれないということの意味していた。予算が出て、プログラムができて、スタッフを雇って、さあお願いしますというわけにはいかなかったのである。子どもの教育の場をつくる運動によって、父母自身が自らを教育していく場がこのプログラムでもあった。ことにこの運動の中心となった日系三世にとっては、コミュニティーに依拠し自らの民族的ルーツに肯定的な自己イメージを重ねあわせていくための重要な作業でもあった。

まとめ

結論として、この教育運動が、私達に提示したものは何であったのか。また今後のマイノリティー教育にとってここから何を学んでいくべきなのかまとめてみたい。

第1章で述べたように、このプログラムは、言語マイノリティーを含めた様々な層の要求を包含しながらも、基本的には、自らの言語を失ったマイノリティーグループ、日系アメ

リカ人三世が、その主力となってバイリンガル再獲得 (Recapture) プログラムとしてはじめられたということが言えると思う。バイリンガル教育が単に言語マイノリティーに対する特別援助教育として以上に、英語を母語とする三世、四世を含めたマイノリティーの教育復権の運動として、また自らの民族的ルーツの言語・文化に誇りをもち、自らの存在に誇りをもち文化運動として登場してきたという点において、このプログラムのもつ意味は大きいと思う。それは、アメリカという社会を語る場合これまで論じられてきた基本的な思想対立、「同化」に対する「民族文化の多様性の尊重」を、教育の側面から最も鮮明なかたちで明らかにしたともいえるだろう。更に、このバイリンガルプログラムを公教育の中に設立するという要求は、現実に見えぬ形で多数派の教育観とマイノリティーの教育観の対立を明らかにした。実行委員会は「このプログラムをはじめた一番の基礎には、私達の民族的ルーツである言語や文化を、社会的にも制度的にも公的なものとして認めさせたいという強い欲求があった。」と語ったが、文化複合社会をめざすこの願いが、なぜ日系三世の両親からでてきて、それがコミュニティーによって支持されたかということに関しては、英語を解さない一世、そして日本語を解さない三世と、わずか三代でその共通言語が失われてしまったという、急速な同化の歴史に一つの重要なかぎがあるだろう。日系アメリカ人が自らの言語や文化を捨てたのではなく、強制収容を含む排日の歴史的体験の中で、自らの言語・文化を守り育てる条件がどうしてもなかった、あるいは「奪い取られた」という歴史を知る中で、今それを次代の子どもたちに伝える役目は、公教育こそが負わなければならないという主張が出てきたことはある意味では当然の帰結であった。

こうした歴史的背景から出てきた教育要求は、マイノリティーの教育理念の表現ではあるが、またそれは、歴史の中で抑圧されてきた者の政治的、社会的平等を求める力をその基礎としているといえるだろう。マイノリティーグループがその民族的背景、文化、言語をテコとして、この英語の国、多数派アングロ系白人の国で自分のしっかりとしたアイデンティティーをもちつつ、新しいアメリカ人になっていこうとする試みの中でうまれてきた思想を「バイリンガリズム」と名付けるならば、日英バイリンガル・バイカルチャー教育プログラムはまさに、真正のバイリンガリズムを実践したプログラムといえるだろう。それは、アメリカ文化への同化でもなければ一方的な拒否でもなく、まさに新しいアメリカ文化の創出運動といってもいいのではないだろうか。自分を大きなものに同化させていくのではなく、ほんとうの意味での自分自身になることによって新しいアメリカを創っていくというこの意識転換を、私はマイノリティー運動にとって重要な転機であったと思う。

教育にそつてもう少しわかりやすく言うならば、民族の言葉もアメリカにおける主要言語である英語と同等の重さをもって学ばれるべきだということである。それは、単なる外

国語などではなく、新しい文化を創っていく一方の柱であるともいえる。言葉は、意志伝達だけではなく価値を認識していく重要な道具である。自らのアイデンティティーを模索してきた日系三世の両親が、日本語・日本の文化を子どもたちが学ぶことを通して、日系（アジア系）アメリカ人であるということに誇りを持ち、このアメリカ社会で生きていける人間に育ててほしいという願いをもった時、バイリンガル教育が一つの新しい文化創出運動として日程にのぼったのだろう。それは「先祖の言葉を学べ」といった単なる回帰志向などではなく、更に新しい時代を切り拓くための力強い教育宣言であった。

教育とは、単に教えることでも教えられることでもなく、異質なものがぶつかりあって新しい価値をうみだしていく相互交流の過程そのもののことであるとするならば、この移民の国アメリカは、教育にとってもっとも大切な条件である多様性、異質性を充分にもった国である。この多文化環境にこそ無限の価値があると言える。それぞれのちがいをテコにしてこそ、教育の豊富化もはかれるはずである。アメリカを、そうしたすばらしい条件を持った複数文化・多言語の国として認め、それを大いに活用することによってこそ、この国の教育は更に豊かなものとなっていくにちがいない。1998年のカリフォルニア州での公教育におけるバイリンガル教育プログラム廃止の住民投票結果は、確かにそうした意味では歴史の逆行であるのかもしれない。しかしどのようにしても止めることのできない、この国の多文化性という強い「現実」は、そうした方向を再び転換させ、教育豊富化の道へと押し戻していくであろう。それが歴史の自然な流れであり、道すじであるならばなおのことである。

注

- 1) メルティングポットとは、世界各国からの移民が「溶け合って」アメリカ人となっていくという建国の理想であり、60年代からは公民権運動の影響を受けて、自らのルーツを大切にしながらアメリカという多様な社会を構成する一員になっていこうとするアメリカンサラダの考え方が提唱されるようになった。
- 2) 1973年、2856人の英語を母国語としない中国系の学生が、サンフランシスコ学校区に在籍しており、そのうちの1800人が、英語の補講を受けていないという統計が、訴訟の際に提出された。
- 3) 公民権法、第6項“アメリカの市民は、連邦政府の財政的援助を受けている、いかなるプログラムにおいても、その人種、皮膚の色、又は出身民族を理由として、参加を拒否されたり、利益を教授することを妨げられたりといった差別を受けることを禁ずる。
- 4) *U.S. Commission on Civil Rights, A Better Chance to Learn Bilingual-Bicultural Education* より引用
- 5) Josue M. Gonzalez, “Bilingual Education : Ideologies of the Past Decade”, *Bilingual Education*
- 6) 1973-74年度の日英バイリンガルプログラムの生徒数は、3学年合わせて、日本語を母国語とする日本人17人、英語を母国語とする日系アメリカ人22人、その他の人種34人、総計73人であった。
- 7) 小学校は、キンダーガーデンから、始まり、一年生、二年生と続く。K-12という言い方で学校制度をあらわすことが多いが、これは、キンダーガーデン（小学校最初の学年）から12年生（高校最終学

アメリカにおけるバイリンガル教育

年) までという意味である。

- 8) サンフランシスコ全市から生徒がプログラムに参加してくるため、このスクールバスは、その交通手段として重要な役割を果たしている。

インタビュー (2002年8～9月、サンフランシスコ市)

<u>フィリス・マツノ</u>	元日英バイリンガル教育プログラム保護者会会長
<u>ノブ・フクダ</u>	元日系コミュニティーサービス ディレクター
<u>ケイ・ノムラ</u>	元アジア系アメリカ人学習推進委員
<u>田中 洋子</u>	日英バイリンガル教育プログラム助教師

参考資料

A Better Chance to Learn Bilingual-Bicultural Education, The U.S. Commission on Civil Rights, Clearinghouse Publication No.51,

Bilingual Education, Josue M. Gonzalez, Avery Publishing Group

Roots : An Asian American Reader, Amy Tachiki, UCLA Asian American Studies Center

Bilingual Schooling in the United States, Theodore Anderson & Mildred Boyer, Southwest Educational Development Laboratory

Bilingual Education : An International Sociological Perspective, Joshua Fishman, Newberry House Publishers Inc.

Language Loyalty in the United States, Joshua Fishman, The Hague Mouton

Melting Pot : Myth or Reality? Cultural Pluralism, A.T. Kopan, McCutchan Publishing

Bilingual Education : A Mosaic of Controversy, Larry Sibelman, Avery Publishing

Shattering the Melting Pot Myth : Teaching Ethnic Studies, Barbara Sizemore, National Council for the Social Studies

Court Cases and US Government Sources

Bilingual Education Act of 1967 Status at Large, Vol. 81

Bilingual Education Act of 1974, Public Law 93-380

Department of Health, Education and Welfare Memorandum, May 25, 1970

Lau vs. Nichols, 414 U.S. 563, 1974

キーワード：バイリンガル教育 マイノリティー運動 教育内容豊富化プログラム 多様化 多文化主義

Keywords : Bilingual Education, Minority Movement, Enrichment Program, Diversity, Multi-Culturalism